

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）について



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

平成14年7月に閣議決定した「政府の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）が平成18年度をもって計画期間を終了することから、平成19年3月30日（金）の閣議において、平成19年度～24年度を計画期間とする新たな政府の実行計画を決定しました。

1. 背景・経緯

- 政府自らが率先して温室効果ガスの排出抑制等に向けた取組を行うため、平成14年7月、地球温暖化対策推進法の基本方針に基づき、政府の実行計画を閣議決定（平成13年度比で平成18年度までに7%削減を目標）。
- 旧計画が平成18年度までを計画期間としていたことから、平成19年度からの新たな政府の実行計画を策定した。

2. 新たな「政府の実行計画」の概要

（1）計画期間 平成19年度から平成24年度まで

（2）取り組むべき措置

旧計画においても、製品の購入・使用や、建築物の建築・管理などについて、省エネルギー対策や新エネルギーの導入など様々な措置を盛り込んでいたが、昨年の臨時国会における安倍総理の所信表明演説を踏まえ、地方の庁舎を含めた国の庁舎について、太陽光発電及び緑化に関し、各府省において整備計画を定め、計画的な導入を図ることとしたほか、複層ガラスや二重窓の導入、建築物の設計者の選定に当たっての環境配慮、政府主催のイベント等における環境配慮など、具体的な取組を更に追加することによる内容の充実を図った。（詳細は別紙）

（3）目標

- ① 政府全体として、平成13年度比で平成22年度～24年度の平均で8%削減を目標とする*。
- ② 府省庁ごとに、平成13年度比で平成22年度～24年度の平均で少なくとも8%削減を目標とする。ただし、現行計画の目標未達成の府省庁については、一部の例外を除き、8%に現行計画における目標からの超過分を上乗せすることとする。

(参考) 新たな「政府の実行計画」に掲げられた具体的措置の概要

*点線枠内は従来からの実行計画に加え、今後追加された取組

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

- (1) 低公害車の導入
- (2) 自動車の効率的利用
- (3) 自転車の活用
- (4) エネルギー消費効率の高い機器の導入
- (5) 用紙類の使用量の削減
- (6) 再生紙などの再生品や木材の活用
- (7) HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等
- (8) その他(自動販売機の設置台数の見直し等)

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

- (1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底
- (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底(複層ガラス、二重窓など、窓の断熱性能向上に向けた具体的取組の明記)
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- (4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- (5) 冷暖房の適正な温度管理
- (6) 新エネルギーの有効利用
- (7) 水の有効利用
- (8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針
- (9) その他(建築物の設計者の選定に当たっての環境配慮など)

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

- (1) エネルギー使用量の抑制等
- (2) ごみの分別
- (3) 廃棄物の減量
- (4) 森林の整備・保全の推進
- (5) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

4. 職員に対する研修等

- (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
- (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励(職員による環境家計簿の実施等)
- (3) その他

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置 について定める計画

〔平成19年3月30日
閣議決定〕

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）においては、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。特に政府は、通常の経済活動の主体として国民経済に占める位置が極めて大きいことから、自らがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することによる地球温暖化対策の推進が大きく期待され、また、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な措置を求めるためにも、政府自らが率先して実行することの意義は高い。

また、平成17年2月16日には、温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）が発効した。これにより、今後の地球温暖化対策における政府による率先的な取組の意義が一層高まるとともに、政府として、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するための措置を定めた京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定。以下「目標達成計画」という。）に掲げられた先進的な温暖化対策を政府自らが、事業者や家庭に先駆けて率先して導入することにより、社会全体への普及を牽引することが求められる。とりわけ、京都議定書の約束期間の開始を来年に控え、6%削減約束を確実に達成するため、目標達成計画に掲げられた対策の加速化等が求められている中、政府自らが率先してその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等に取り組むことの意義は極めて大きくなっている。

このような状況を踏まえ、地球温暖化対策推進法及び目標達成計画に基づき策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成17年4月28日閣議決定。以下「旧実行計画」という。）を引き継ぎ、新たな「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）を以下のとおり策定する。

所管の政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図るとともに、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行う等必要な支援に努めるものとする。

第一 政府の実行計画の対象となる事務及び事業

政府の実行計画の対象となる事務及び事業は、原則として、政府の各行政機関（以下「関係府省」という。）が行うすべての事務及び事業とする。

第二 政府の実行計画の期間等

政府の実行計画は、平成19年度から平成24年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第三 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

政府の実行計画の期間中、毎年度、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

第四 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 低公害車の導入

- ① 政府の一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても数値目標を掲げて低公害車化を図る。
- ② 燃料電池自動車について、政府として率先導入する。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 公用車で使用する燃料の量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均概ね85%以下とすることに向けて努めることとし、このため、公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② このため、霞が関の中央省庁において毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する霞が関ノーカーデーを実施する。また、通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ③ 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を極力図る。

(3) 自転車の活用

霞が関及び地方支分部局等の所在地における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型ＯＡ機器等の導入等

エネルギー消費の多いＯＡ機器、家電製品及び照明等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、更新に当たって計画的に実施する。また、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

(5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないように努めることとし、このため、資料の簡素化や電子媒体での提供、両面印刷等を極力図る。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

イ 木材、再生品等の活用

間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

(7) HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した製品を積極的に選択する。また、HFCを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さいものを積極的に選択する。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からのSF₆の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、極力回収・破壊等を行うよう努める。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の選択を計画的に実施する。
- ② バイオマス燃料、都市ガス、LPG等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用を極力図る。
- ③ 省エネルギー診断など温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する役務の選択を計画的に実施する。

イ 製品等の長期使用等

詰め替え可能な製品等の積極的利用等により、製品等の長期使用等を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器への変更を促す。また、コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

オ メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備におけるエネルギーの使用の合理化を図る。
- ② 庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- ③ ほ場の管理の改善及び家畜の飼養管理技術の確立等を図る。
- ④ 家畜排せつ物の適正な処理及び循環資源としての利用を極力図る。
- ⑤ 笑気ガス(麻酔剤)の適正な使用を極力図る。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成6年12月15日建設省告示第2379号)及び国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基